

国立病院機構大阪医療センター医薬品検収マニュアル

大阪医療センターへ医薬品を納品する卸業者は、下記に示す規定を遵守するものとする。

1. 品質に関して

- ① 医薬品の流通経路において違法性の無いことを保証できるものとする。
- ② 医薬品の品質、保管方法は製造から納品に至るまで、法の定めに従って管理されていたことを保証できるものとする。

2. 供給に関して

- ① 品切れおよび不足が生じないように、常時必要な在庫量を確保する。
- ② 一括購入・定時発注医薬品の納品は、指定の期日・数量を厳守する。
- ③ 臨時発注時は品目・日時に関係なく、できる限り発注に応じられる体制をとる。
- ④ 緊急発注時は、1時間以内を目安に納品する。

3. 納品に関して

- ① 有効期限・使用期限のあるものは納品時において原則、残期間が全期間の80%以上あるものとし、またオーファンドラッグなどでは50%以上あるものとする。
- ② 医薬品は、前回のロットと同一か、または新しいものを納入する。また、ロットの遵守により有効期限の逆転が生じる場合でも、ロットの新しいものを優先する。（ロット番号の逆転は認めない。）
- ③ 複数を納品する際には、同一ロットとする。
（やむを得ない場合も2ロットまでとする。）
- ④ 分納は認めない。但し、臨時発注・緊急発注で、やむを得ない場合は未納処理伝票（様式－1）に納品予定日を明記し、納品書には実納品数量を記載する。
- ⑤ 包装変更になったものを納品する場合はメーカー作成の包装変更案内書1部を提出する。

- ⑥ 一括・定時発注時の納品書は、発注書の順で薬品名を記載する。
- ⑦ 納品書は、1部提出する。
- ⑧ 血液製剤の納品書は血液製剤だけの単独伝票とし、血液ロット管理製剤である旨を記載する。また、ロット番号でのアルファベットと数字は判別できるよう注意する。

4. 検収に関して

- ① 検収は、検収官が物品受領書に従い薬品名を読み上げるので、卸担当者は規格・包装単位・数量・有効期限（使用期限）・製造L o t番号を提示しながら読み上げる。その際、検収官は担当者が読み上げた内容を確認し外観的検査（色・形・臭・包装の破損等）を行う。
- ② 検収済み医薬品は発注書の部門番号を基に調剤室用と注射室用とに大別し、費薬毒薬・冷所・劇薬・普通薬・手術室用の5つに区別する。

5. 薬務室・卸間の電話連絡に関して

- ① 卸から薬務室への連絡は、ダイヤルインを利用する。

附則

平成 19 年 4 月 1 日 作成
平成 22 年 8 月 30 日 改訂
平成 28 年 1 月 26 日 改訂
平成 30 年 11 月 16 日 改

訂

令和 4 年 6 月 30 日 改訂